

国立研究開発法人土木研究所(法人番号8050005005206)の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当研究所は、土木技術に関する研究開発、技術指導及び成果の普及等に関する業務を担っており、良質な社会資本の効率的な整備の推進に資する等の法人目的に鑑み、役員報酬水準については、独立行政法人通則法第50条の2第3項の規定の趣旨を踏まえ、役員の職責に応じ、国家公務員の給与を参考としつつ、当研究所の業務の実績を考慮して設定している。

② 平成30年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

6月及び12月に支給する業績手当については、役員として在職した事業年度の業務の実績に関する評価に応じて支給している。

③ 役員報酬基準の内容及び平成30年度における改定内容

法人の長 理事 (寒地土木研究所長) 理事 監事 監事(非常勤)	役員の報酬は、土木研究所役員給与規程において、本給、役員特別調整手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当、期末手当及び業績手当とすると定めている。なお、非常勤の役員は、非常勤役員手当のみである。	
	各手当は国家公務員に準拠し、各役員の状況に応じた支給を行っている。	
	役員別の本給月額と非常勤役員手当は、以下のとおり。	
	・理事長	965,000円
	・理事 (寒地土木研究所長)	818,000円
	・理事	761,000円
	・監事	706,000円
	・監事(非常勤)	240,000円
平成30年度の改定内容は、平成30年度人事院勧告において平成30年度適用で改正することとなった一般職の職員の給与に関する法律等の施行に準拠し、業績手当(年間0.05ヶ月分の引き上げ)の改正を行った。		

2 役員の報酬等の支給状況

役員等の報酬等の支払状況					就任・退任の状況		
役名	平成30年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 18,543	千円 11,580	千円 5,110	千円 1,853 (役員特別調整手当)			*
理事 (寒地土木 研究所長)	千円 14,147	千円 9,816	千円 3,920	千円 294 (役員特別調整手当) 117 (寒冷地手当) － (通勤手当)	4月1日		◇
理事	千円 14,742	千円 9,132	千円 4,029	千円 1,461 (役員特別調整手当) 120 (通勤手当)		3月31日	◇
監事	千円 13,972	千円 8,472	千円 3,710	千円 1,356 (役員特別調整手当) 434 (通勤手当)			
監事 (非常勤)	千円 2,880	千円 2,880	千円	千円 ()			

注1:「報酬(給与)」欄には現給保障による経過措置額が支給されている場合は、経過措置額加算後の総額を記入している。

注2:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入している。

注3:「役員特別調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する常勤の役員に支給される手当である。

注4:理事(寒地土木研究所長)は、札幌市に所在する寒地土木研究所に置かれているため寒冷地手当を支給している。

注5:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

注6:「役名」欄のうち、「理事(寒地土木研究所長)」は平成30年度分までの公表資料における「理事長代理」である。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

理事長は、法人の代表として、その業務を総理し、法人経営に関する最終的な責任と権限を有するものであるが、当法人は、そのリーダーシップの下、土木技術に関する研究開発、技術指導、成果の普及等を行うことにより、土木技術の向上を図り、良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進を担っており、平成29年度の業務の実績に関する評価において「研究開発成果の最大化」に向け顕著な取組状況であるとの評価(A評価)も得ている。また、その報酬水準の設定については、I-1-①で記載したとおり国家公務員の給与水準を参考にするものとしているが、I-2の結果はI-1-①の考え方を踏まえて国家公務員の指定職俸給表に即した報酬実績となっており、妥当であると考ええる。

理事
(寒地土木研究所長)
理事

理事は、理事長の定めるところにより理事長を補佐して研究所の業務を掌理することを職務としており、その報酬水準の設定については、I-1-①で記載したとおり国家公務員の給与水準を参考にするものとしているが、I-2の結果はI-1-①の考え方を踏まえて国家公務員の指定職俸給表に即した報酬実績となっており、妥当であると考ええる。

監事
監事(非常勤)

監事は、研究所の業務が適正に行われるよう監事監査を行い、土木研究所の円滑な業務運営に資することを職務としており、その報酬水準の設定については、I-1-①で記載したとおり国家公務員の給与水準を参考にするものとしているが、I-2の結果はI-1-①の考え方を踏まえて国家公務員の指定職俸給表に即した報酬実績となっており、妥当であると考ええる。

【主務大臣の検証結果】

当法人の目的は、土木技術の向上を図り、もって良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に資することである。
その業務内容に鑑みれば、I-1-①で示された役員報酬水準の考え方は、国家公務員の給与水準を踏まえて定められており、適当である。
また、I-2の報酬実績は報酬水準の設定の考え方に即しており、法人の実績評価結果に鑑みても、法人の検証結果は適当である。

4 役員の退職手当の支給状況(平成30年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
法人の長	千円 該当なし	年	月			
理事 (寒地土木 研究所長)	千円 該当なし	年	月			
理事	千円 1,986	年 2	月 0	平成31年3月31日	1.0(仮)	◇
監事	千円 該当なし	年	月			
監事 (非常勤)	千円 該当なし	年	月			

注1:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

注2:理事の支給額は、当該役員が在職した期間の業績勘案率が決定されていないため、「暫定的な業績勘案率(1.0)」により算出している。

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
	該当者なし

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

I-1-②記載の業績手当において業績給の仕組みを導入しており、平成31年度以降も、業務実績を反映した業績手当を支給する。

Ⅱ 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当研究所は、土木技術に関する研究開発、技術指導及び成果の普及等に関する業務を担っており、良質な社会資本の効率的な整備の推進に資する等の法人目的に鑑み、職員給与水準については、独立行政法人通則法第50条の10第3項の規定の趣旨を踏まえ、職員の職務の特性及び雇用形態に応じた一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける国家公務員の給与を参考として設定している。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

職員の勤務成績評価を行い、業績手当の成績率、査定昇給、昇格の実施に反映させている。

③ 給与制度の内容及び平成30年度における主な改定内容

職員の報酬は、土木研究所職員給与規程により、俸給及び諸手当(扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当、業績手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、役職手当及び特殊勤務手当)としており、各手当は国家公務員に準拠し、各職員の状況に応じた支給を行っている。

平成30年度の主な改定内容は、平成28年度人事院勧告及び平成30年度人事院勧告において平成30年度適用で改正することとなった一般職の職員の給与に関する法律等の施行に準拠し、俸給(平均0.2%引き上げ)、扶養手当(配偶者を引き下げ(10,000円→6,500円)、子を引き上げ(8,000円→10,000円))、業績手当(年間支給月数を0.05ヶ月引き上げ)の改正を行った。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成30年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 314	歳 47.8	千円 8,118	千円 5,984	千円 116	千円 2,134
事務・技術	人 90	歳 47	千円 6,883	千円 5,013	千円 103	千円 1,870
研究職種	人 224	歳 48.1	千円 8,614	千円 6,374	千円 122	千円 2,240
任期付職員	人 13	歳 40	千円 7,845	千円 5,955	千円 100	千円 1,890
研究職種	人 13	歳 40	千円 7,845	千円 5,955	千円 100	千円 1,890
非常勤職員	人 55	歳 41.6	千円 3,745	千円 3,013	千円 139	千円 732
事務・技術	人 36	歳 40.6	千円 2,858	千円 2,291	千円 107	千円 567
研究職種	人 19	歳 43.4	千円 5,425	千円 4,381	千円 200	千円 1,044

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

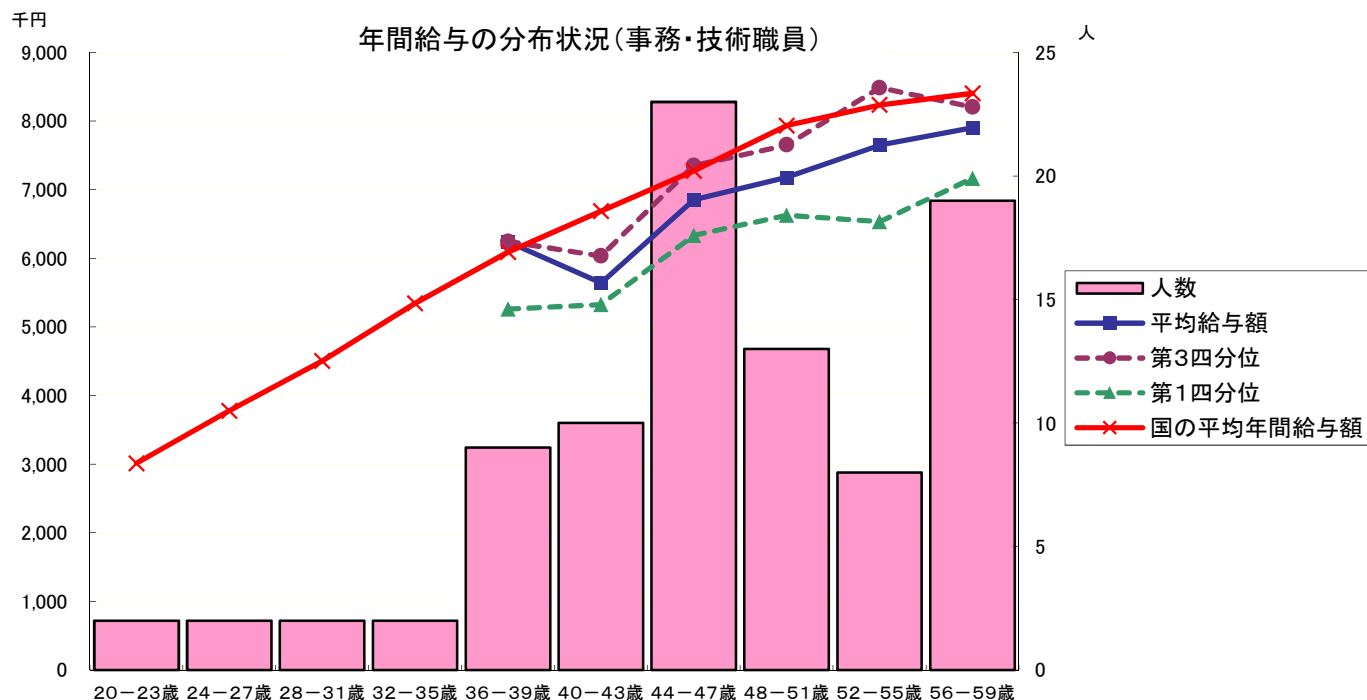
注2:在外職員の区分については、該当者がいないため、表示を省略している。

注3:常勤職員の医療職種及び教育職種、任期付職員の事務・技術職種、医療職種及び教育職種、非常勤職員の医療職種及び教育職種については、該当者がいないため、表示を省略している。

注4:再任用職員の事務・技術及び研究職種の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、表示を省略している。

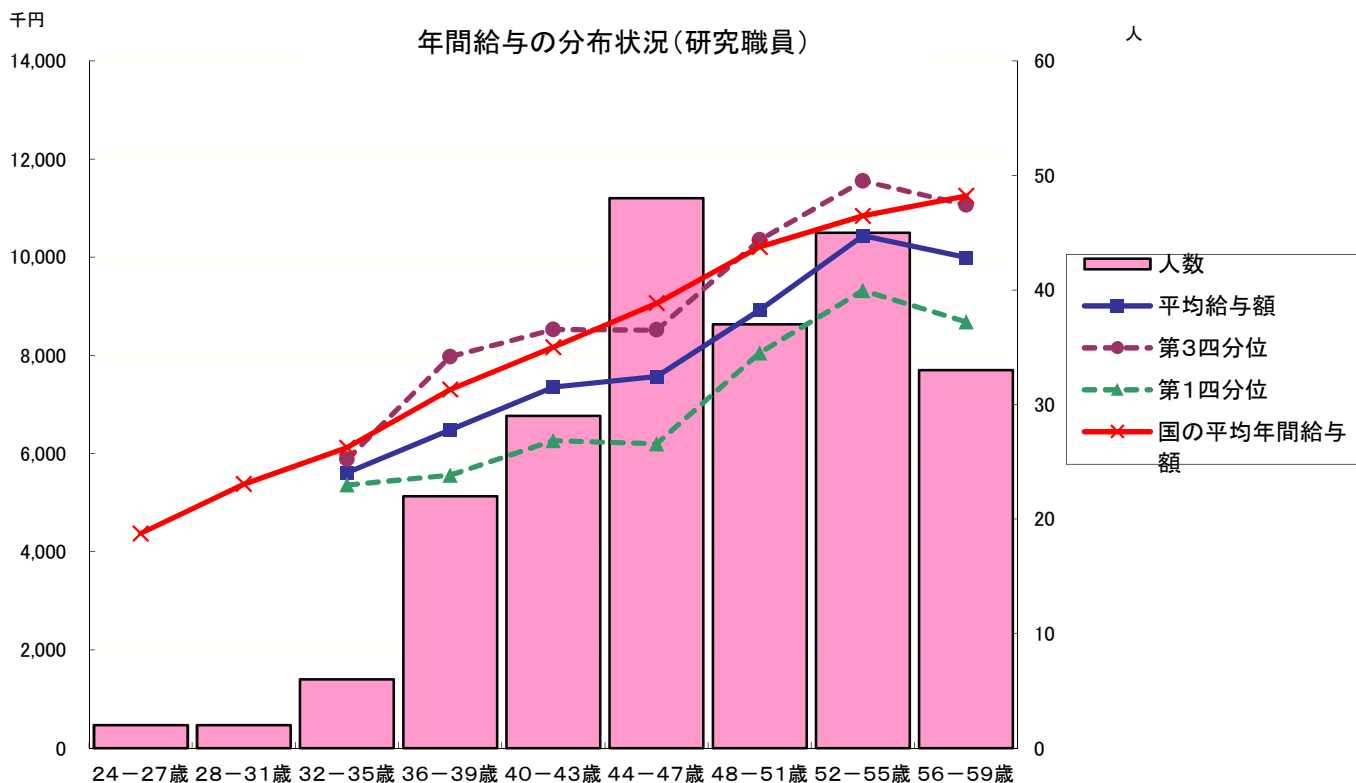
注5:非常勤職員の自動車運転手の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、表示を省略している。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)
 [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。]



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

注2:年齢20～23歳、24～27歳、28～31歳、32～35歳の該当者は2人以下のため、平均給与額及び第3四分位並びに第1四分位の表示を省略している。



注1:24～27歳、28～31歳の該当者は2人以下のため、平均給与額及び第3四分位並びに第1四分位の表示を省略している。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
	人	歳	千円	千円
本部部長	2	—	—	—
本部課長	9	52.7	9,148	10,440 ～ 7,813
本部課長補佐	22	51.2	7,471	8,487 ～ 6,784
本部係長	38	47.7	6,444	7,906 ～ 4,950
本部主任	11	43.0	5,625	6,470 ～ 5,254
本部係員	8	28.8	4,330	6,036 ～ 3,117

注1:本部部長の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与額については記載していない。

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
	人	歳	千円	千円
本部研究部長	15	55.7	12,443	14,337 ～ 10,751
本部研究課長	39	52.3	10,970	12,200 ～ 9,066
本部主任研究員	106	49.0	8,480	10,635 ～ 5,365
本部研究員	64	42.1	6,078	10,123 ～ 4,163

注:「本部研究課長」が「本部課長」に相当

④ 賞与(平成30年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 56.1	% 56.9	% 56.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 43.9	% 43.1	% 43.5
	最高～最低	% 51.1～39.7	% 48.8～38.3	% 49.9～39.0
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 57.6	% 59.1	% 58.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 42.4	% 40.9	% 41.6
	最高～最低	% 48.7～38.6	% 46.9～34.9	% 45.9～38.2

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 56.3	% 58.1	% 57.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 43.7	% 41.9	% 42.8
	最高～最低	% 54.0～39.2	% 51.6～37.9	% 52.8～38.6
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 57.6	% 59.4	% 58.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 42.4	% 40.6	% 41.5
	最高～最低	% 48.7～39.1	% 46.7～37.7	% 45.9～38.4

3 給与水準の妥当性の検証等

事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	・年齢勘案 93.7 ・年齢・地域勘案 97.1 ・年齢・学歴勘案 94.4 ・年齢・地域・学歴勘案 97.1
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	—
給与水準の妥当性の 検証	【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 95%】 (国からの財政支出額 8,953百万円、支出予算の総額 9,442百万円：平成30年度予算) 【累積欠損額 0円(平成29年度決算)】 【管理職の割合 12%(常勤職員数90名中11名)】 【大卒以上の高学歴者の割合 40%(常勤職員数90名中36名)】 【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合34%】 (支出総額11,390百万円、給与・報酬等支給総額3,820百万円：平成29年度決算) (法人の検証結果) 当研究所は、土木技術に関する研究開発、技術指導及び成果の普及等に関する業務を担っており、その給与水準については、Ⅱ-1-①で記載したとおり国家公務員の給与水準を考慮しているが、Ⅱ-2に記載した事務・技術職員への支給結果は、Ⅱ-1-①の考え方を踏まえて行政職俸給表に即した給与実績となっており、妥当であると考える。 (主務大臣の検証結果) 当法人の業務目的は、土木技術の向上を図り、もって良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に資することである。 その業務内容に鑑みれば、Ⅱ-1-①で示された給与水準の設定の考え方は、国家公務員の給与水準を踏まえて定められており、適当である。 また、Ⅱ-2の給与実績は給与水準の設定の考え方に即しており、法人の検証結果は適当である。
講ずる措置	俸給・諸手当など給与体系は国家公務員の給与と同等の給与となっており、引き続き国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取り組む。

研究職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	・年齢勘案 89.5 ・年齢・地域勘案 98.4 ・年齢・学歴勘案 91.0 ・年齢・地域・学歴勘案 99.1
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	—
給与水準の妥当性の 検証	【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 95%】 (国からの財政支出額 8,953百万円、支出予算の総額 9,442百万円：平成30年度予算) 【累積欠損額 0円(平成29年度決算)】 【管理職の割合 24%(常勤職員数224名中54名)】 【大卒以上の高学歴者の割合 89%(常勤職員数224名中199名)】 【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合34%】 (支出総額11,390百万円、給与・報酬等支給総額3,820百万円：平成29年度決算) (法人の検証結果) 当研究所は、土木技術に関する研究開発、技術指導及び成果の普及等に関する業務を担っており、その給与水準については、Ⅱ-1-①で記載したとおり国家公務員の給与水準を考慮しているが、Ⅱ-2に記載した研究職員への支給結果はⅡ-1-①の考え方を踏まえて研究職俸給表に即した給与実績となっており、妥当であると考ええる。 (主務大臣の検証結果) 当法人の業務目的は、土木技術の向上を図り、もって良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に資することである。 その業務内容に鑑みれば、Ⅱ-1-①で示された給与水準の設定の考え方は、国家公務員の給与水準を踏まえて定められており、適当である。 また、Ⅱ-2の給与実績は給与水準の設定の考え方に即しており、法人の検証結果は適当である。
講ずる措置	俸給・諸手当など給与体系は国家公務員の給与と同等の給与となっており、引き続き国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取り組む。

4 モデル給与

- 22歳(大卒初任給、独身) 月額 180,700円 年間給与 2,712,000円
- 35歳(本部主査、配偶者・子1人) 月額 265,700円 年間給与 5,424,000円
- 45歳(本部主査、配偶者・子2人) 月額 325,700円 年間給与 6,734,000円

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

Ⅱ-1-②に記載した業績手当において業績給の仕組みを導入しており、平成31年度以降も継続する。

Ⅲ 総人件費について

区 分	平成29年度	平成30年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 3,686,312	千円 3,716,779
退職手当支給額 (B)	千円 139,667	千円 133,676
非常勤役職員等給与 (C)	千円 463,505	千円 451,213
福利厚生費 (D)	千円 617,217	千円 644,667
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 4,906,701	千円 4,946,335

総人件費について参考となる事項

○給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の対前年度増減理由
給与・報酬等支給総額の対前年比0.8%増、最広義人件費の対前年比0.8%増となっている。主な要因は、一般職の職員の給与に関する法律等の改正に準拠した俸給月額(引き上げ)、業績手当(引き上げ)の改正を実施したことによるものである。

○「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成29年法律第79号)に準じて、役職員の退職給付について、以下の措置を実施した。

【役員】

新たに調整率を設けるとともに、次のとおり段階的に引き下げている。

平成25年1月1日以前	104/100
平成25年1月1日～平成25年9月30日	98/100
平成25年10月1日～平成26年6月30日	92/100
平成26年7月1日～平成29年12月31日	87/100
平成30年1月1日～	83.7/100

【職員】

調整率を退職理由及び勤続年数にかかわらず、全ての退職者に適用するとともに、次のとおり段階的に引き下げている。

平成25年1月1日以前	—
平成25年1月1日～平成25年9月30日	98/100
平成25年10月1日～平成26年6月30日	92/100
平成26年7月1日～平成29年12月31日	87/100
平成30年1月1日～	83.7/100

Ⅳ その他

特になし